



第135期 定時株主総会 招集ご通知

2025年4月1日から2026年3月31日まで

ご案内

- ・当社では、これまで書面交付請求の有無に関わらず、株主総会資料を一律に書面でお送りしてまいりましたが、電子提供制度の周知状況等を踏まえ、本株主総会より、書面交付請求をされていない株主様には簡易版の株主総会資料のみを送付しております。従来どおりの株主総会資料につきましては、当社ホームページよりご覧いただけます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産はございませんので、予めご了承ください。



株主総会
ポータル

スマートフォンでらくらく！

招集通知の閲覧も、議決権行使も
QRコード*を1つ読み取れば、
どちらも簡単に行うことができます。

開催情報

日時 2026年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 **イノホール**(飯野ビルディング4階)
東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

決議事項

<会社提案>

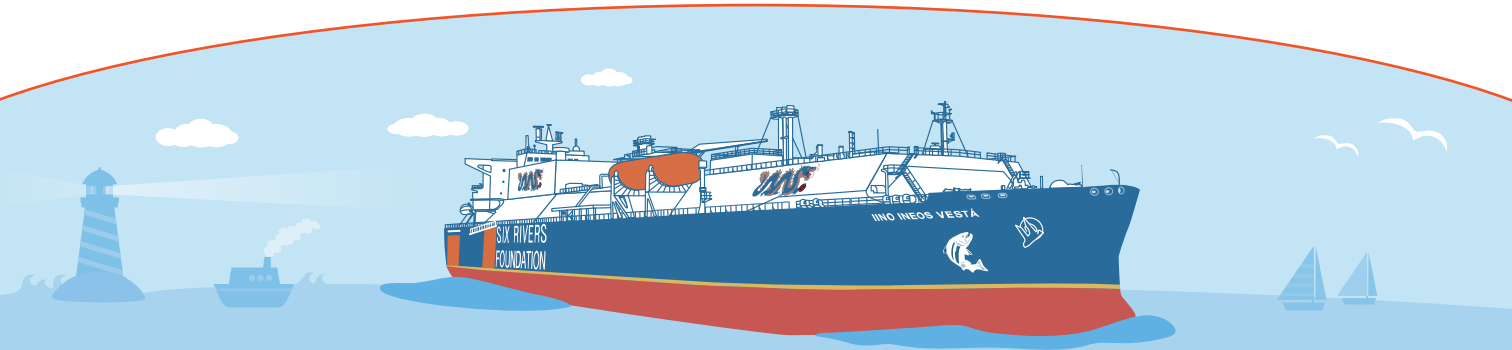
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件

<株主提案>

- 第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収への対応方針)廃止の件
- 第4号議案 定款一部変更(取締役報酬の個別開示)の件
- 第5号議案 剰余金の処分の件
- 第6号議案 自己株式の取得の件

書面(郵送)及びインターネット等による議決権行使期限

2026年6月24日(水曜日)午後5時まで
※詳細は5ページから7ページをご参照ください。



■株主の皆様へ



代表取締役社長

大谷 祐介

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。第135期定時株主総会招集ご通知（2025年4月1日から2026年3月31日まで）をお送りするにあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

企業理念 IINO PURPOSE

安全の確保を最優先に、
人々の想いを繋ぎ、
より豊かな未来を築きます

当期の事業環境について

当期（2025年度）の世界経済は、米国の関税問題や中東情勢の緊迫化など地政学的リスクの高まりから、先行きの不透明感が強まりました。我が国の経済は、インバウンド需要の回復に一部足踏みが見られたものの、設備投資が堅調に推移したことに加え、賃上げなどによる所得環境の改善を背景に個人消費が持ち直すなど、全体として緩やかに回復しました。

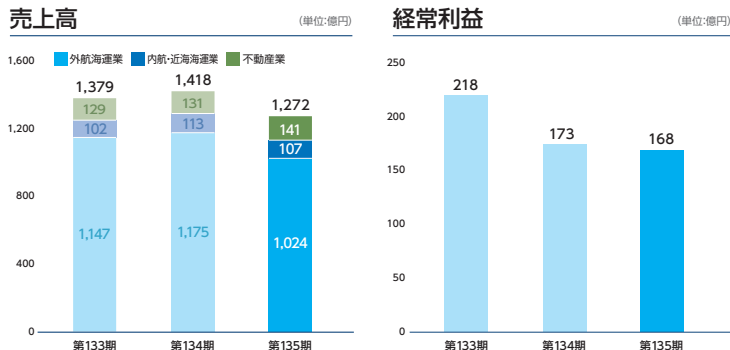
当期の取組み・業績について

当社グループの海運業を取り巻く市況は、大型ガス船やドライバルク船においては総じて堅調に推移したものの、当社が主力とするケミカルタンカーにおいては中国経済の低迷等により、前期と比べて軟化しました。

このような中、大型原油タンカーにおいては、支配船腹を長期契約に継続投入し、安定収入確保に努めましたが、一部の船舶においては入渠により稼働日数が減少しました。

ケミカルタンカーにおいては、基幹航路である中東域から欧州及びアジア向けをはじめとする数量輸送契約に加え、米国出しのスポット貨物を積極的に取り込む等、採算確保に努めましたが、市況軟化と期末にかけてのホルムズ海峡の事実上の封鎖による中東域への配船制限の影響を受けました。一方で、

連結財務ハイライト



期中に2隻の新造船が船隊に加わり稼働を開始しました。

大型ガス船においては、既存の中長期契約を中心に安定収益を確保したことに加え、一部の船舶が好調な市況の恩恵を受けました。また、2025年9月に当社初の大型エタン船が竣工し、2026年1月には2隻目も船隊に加りました。

ドライバルク船においては、専用船は順調に稼働し安定収益確保に貢献しました。パナマックス型及びハンディ型を中心とする不定期船隊でも効率配船に努め、収益を確保しました。また、新たに基幹船隊に加わったパナマックス型及びハンディ型各1隻が収益に貢献しました。

内航・近海ガス輸送のうち、内航ガス輸送においては、安定収益確保に努めたものの、運航船の入渠が重なった影響を受けました。近海ガス輸送においては、既存の中長期契約に基づき安定して稼働し、収益を確保しました。

不動産業では、東京都心のオフィスビル賃貸市況は、新築大型ビルへの集約移転や利用面積の拡張等から、空室率が低下傾向となり、堅調に推移しました。当社所有ビルにおいては、オフィスフロアは順調な稼働を継続したことに加え、堅調な賃貸市況下での契約更改が収益拡大に貢献しました。商業フロアは入居率が高まり、飲食テナントを中心に売上が回復傾向となりました。英国ロンドンのオフィスビル賃貸市場においては、空室率の低下や高グレードな物件への需要に支えら

れ賃料水準は堅調に推移しました。当社所有ビルにおいては、オフィスの高グレード化に向けた長期改修工事中の物件を除いて、総じて安定的に稼働しました。イイノホール&カンファレンスセンターにおいては、文化系やビジネス系を中心とした堅調な催事需要に支えられ、安定的な稼働を維持しました。不動産関連事業のスタジオ事業を運営する㈱イイノ・メディアプロにおいては、広告系やエンターテインメント系を中心とした案件を順調に受注し安定収益を確保しました。

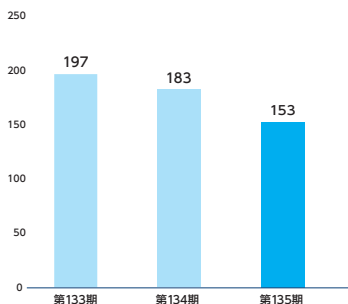
以上の結果、売上高は1,272億95百万円(前期比10.3%減)、営業利益は134億39百万円(前期比21.4%減)、経常利益は168億85百万円(前期比2.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は153億91百万円(前期比16.2%減)となりました。

なお、当期末の配当につきましては、株主の皆様への利益還元のためのさらなる強化及び資本コストや株価を意識した経営の実現のために、通期業績に対して配当性向40%を基準とする基本方針により、期末配当35円とし、中間配当24円とあわせ年間で1株当たり59円とさせていただきます。

今後とも株主の皆様のご期待にお応えできるよう精励いたしますので、引き続き倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:億円)



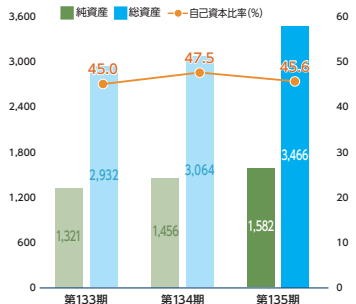
(注1) 表示金額未満を切捨てて表示しております。

(注2) 第134期より、組織変更に伴い、従来「外航海運業」に含めていた一部船舶について、報告セグメントの区分を「内航・近海海運業」に変更しております。第133期のセグメント情報については、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しております。

(注3) 第134期の期末配当33円には特別配当5円が含まれております。

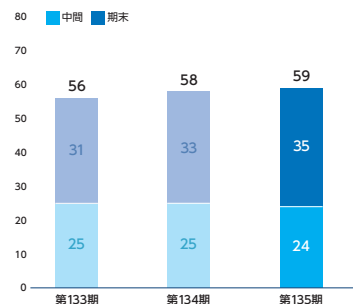
純資産/総資産(自己資本比率)

(単位:億円)



配当金

(単位:円)



株 主 各 位

証券コード：9119
2026年6月2日

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
飯野海運株式会社
代表取締役社長 **大谷 祐介**

第135期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第135期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は郵送によって議決権を行使することができますので、**2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます**（インターネット等・郵送による議決権行使方法は5～7頁をご参照ください）。

敬 具

記

1. 日 時 **2026年6月25日（木曜日）午前10時**
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール（飯野ビルディング4階）
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第135期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第135期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項

〈会社提案〉

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件

〈株主提案〉

第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収への対応方針)廃止の件
第4号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件
第5号議案 剰余金の処分の件
第6号議案 自己株式の取得の件

以 上

招集にあたっての決定事項

- ◆ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ◆インターネット等による方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

電子提供措置について

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.iino.co.jp/kaiun/ir/stock/meeting.html>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「飯野海運」又は「コード」に当社証券コード「9119」を入力し、検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

- ◆電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告のうち「会社の新株予約権に関する事項」、「会計監査人の状況」、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及び「業務の適正を確保するための体制」
 - ②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◆電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

その他ご案内

- ◆当日の議事進行につきましては日本語で行います。通訳者（手話通訳者を含みます。）の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。
- ◆車いすをご利用される方、又は聴覚障害の情報保障を希望される方は、準備の都合上、2026年6月18日（木曜日）までに必着で当社ホームページお問い合わせ窓口（<https://www.iino.co.jp/kaiun/contact/form/>）から、あるいは書面（株主総会担当宛にご送付ください。）にてお申し出願います。なお、情報保障につきましては、必ずしも全ての情報の正確性をお約束するものではございません。あらかじめご理解を賜りますようお願い申し上げます。
- ◆本株主総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ◆本株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

議決権行使のご案内

当日ご出席の株主様



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時：2026年6月25日（木曜日）午前10時

当日ご欠席の株主様



書面（郵送）にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、右記のように切り取ってご投函ください。



議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▶ 行使期限：2026年6月24日（水曜日）午後5時到着分まで



インターネット等にて議決権を行使いただく場合

7頁をご参照いただき各議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2026年6月24日（水曜日）午後5時まで

書面（郵送）とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙へのご記入内容についてのご案内

本総会においては、1名の株主様より株主提案（第3号議案から第6号議案まで）をご提案
 いただいております。

当社取締役会としては、株主提案に反対しております。

つきましては、以下をご参照いただき、議決権行使書用紙へ賛否をご記入のうえ、ご返送く
 ださい。

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

| 議案 | 第1号議案 | 第2号議案 <small>(ただし、 下の候補者を除く)</small> | |
|------|-------|---|--|
| 会社提案 | 賛 | 賛 | |
| 株主提案 | 否 | 否 | |

| 議案 | 第3号議案 | 第4号議案 | 第5号議案 | 第6号議案 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 株主提案 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 |
| 株主提案 | 否 | 否 | 否 | 否 |

ご賛同いただける場合、
 株主提案には「賛」ではなく
 「否」になりますので
 ご注意ください。

当社取締役会はこちらの立場です。

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

| 議案 | 第1号議案 | 第2号議案 <small>(ただし、 下の候補者を除く)</small> | |
|------|-------|---|--|
| 会社提案 | 賛 | 賛 | |
| 株主提案 | 否 | 否 | |

| 議案 | 第3号議案 | 第4号議案 | 第5号議案 | 第6号議案 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 株主提案 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 |
| 株主提案 | 否 | 否 | 否 | 否 |

当社取締役会は、これらの議案に反
 対しております。詳細は、株主総会
 参考書類をご参照ください。

※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があった
 ものとしてお取り扱いいたします。

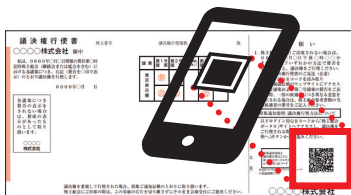
インターネット等による 議決権行使方法のご案内

行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）




ぜひQ&Aも
ご確認ください。

インターネットライブ配信と事前質問受付のご案内

株主総会の様子をご自宅等からもご覧いただけるよう専用サイトにてライブ配信を行います。
また、同専用サイトにて当社への事前質問をお受けしますので下記のとおりご案内いたします。

<専用サイトへのアクセス方法>

- ◆ 下記URL又はQRコードよりアクセスしてください。
- ◆ ID及びパスワードを入力する専用株主認証画面が表示されますので、下記のID及びパスワードをご入力ください。
- ◆ ライブ配信視聴は「参加」を押してください。事前質問は「事前質問を行う」を押して必要事項を入力してください。

| | | |
|-------|---|---|
| URL | https://9119.ksoukai.jp |  |
| ID | 株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字） | |
| パスワード | 郵便番号（株主様のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字／ハイフン不要） | |

株主総会ライブ配信日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時～株主総会終了まで

事前質問受付期限 2026年6月18日（木曜日）午後5時まで

<ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項>

- ◆ 株主総会のライブ配信は、株主様への幅広い情報提供を目的としており、本ライブ配信を通じて議決権行使やご質問等ではございません。あらかじめご了承ください。事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ◆ ご使用のパソコン、スマートフォン又はタブレット端末のインターネットの接続環境並びに回線の状況、会場の機材トラブル等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ◆ 撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。
- ◆ ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ◆ ライブ配信をご視聴いただくための通信料金等は株主様のご負担となります。
- ◆ 配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、質問される際の音声につきましては、配信されますので、あらかじめご了承ください。

<事前質問にあたっての注意事項>

- ◇ 事前にいただいた質問に対しては、個別に回答はいたしかねますのでご了承ください。
- ◇ 株主総会で取り上げることに至らなかった質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

ライブ配信に関するお問い合わせについて

以下受付日時、電話番号において接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただくことができます。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行
証券代行事務センター 専用ダイヤル
0120-782-041
受付時間 午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ
03-6833-6225
受付日時：6月25日（木）
午前9時から株主総会終了時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案から第2号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付けております。持続的な企業成長のための新規投資によって株主価値の増大に努めると同時に、長期的な観点から安定的な配当を継続し、配当額と利益成長との連動性を高めるため、また、株主の皆様への利益還元のさらなる強化及び資本コストや株価を意識した経営の実現のために、当期の期末配当につきましては、通期業績に対して配当性向40%を基準とする基本方針としております。

当期の配当につきましては、前述の基本方針に基づき期末配当は、普通配当35円とさせていただきますと存じます。これにより中間配当金1株当たり24円を加えた当期の年間配当金は1株当たり59円となります。

なお、本総会には、本議案とは別に後記のとおり株主様より剰余金の配当に関する議案が提案されており、両議案の決議の結果を受けて配当金の支払いの手続きを取るため、例年と比べて配当金の支払開始を大幅に遅らせる必要がございます。つきましては、配当金支払開始日を2026年7月17日とさせていただきますと存じます。

(当社取締役会は、後記の株主提案による第5号議案に反対しております。)

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円 総額3,703,097,895円

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日

4

配当金支払開始日

2026年7月17日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 大谷祐介、鮎子田修、藤村誠一、保木裕二、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の8名は任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、ご参考として、「社外役員の独立性及び資質に関する基準について」を掲載しております。

| 候補者 番号 | 氏名 | 性別 | 現在の当社における地位 | 候補者属性 |
|-----------|-------|----|----------------|----------|
| 1 | 大谷祐介 | 男性 | 代表取締役社長 社長執行役員 | 再任 |
| 2 | 保木裕二 | 男性 | 取締役執行役員 | 再任 |
| 3 | 藤村誠一 | 男性 | 取締役執行役員 | 再任 |
| 4 | 鮎子田修 | 男性 | 取締役常務執行役員 | 再任 |
| 5 | 三好真理 | 女性 | 社外取締役 | 再任 独立 社外 |
| 6 | 野々村智範 | 男性 | 社外取締役 | 再任 独立 社外 |
| 7 | 高橋静代 | 女性 | 社外取締役 | 再任 独立 社外 |
| 8 | 姫野毅 | 男性 | 社外取締役 | 再任 独立 社外 |



所有する当社株式の数

45,200株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

候補者番号 氏名 生年月日 性別

1

おお くに ゆう すけ
大谷 祐介

1967年9月16日生
男性

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年4月 当社入社
- 2010年6月 イイノガストラנסポート(株)営業グループリーダー
- 2012年6月 当社ガスキャリアグループリーダー
- 2014年6月 当社ドバイ駐在員事務所代表
- 2016年6月 当社総務・企画部長
- 2017年6月 当社経営企画部長兼事業開発推進部長
- 2018年6月 当社執行役員、経営企画部長委嘱
- 2019年6月 当社執行役員、ビル事業部担当、不動産開発企画部担当
- 2020年6月 当社取締役執行役員、ビル事業部担当及び不動産開発企画部担当
- 2021年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画部担当、業務管理部担当及びSR広報部担当
- 2022年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画部担当、SR広報部担当、サステナビリティ推進部担当及び業務管理部管掌
- 2023年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）

<重要な兼職の状況>

なし

候補者とした理由

大谷祐介氏は、ガス船部門、総務・企画部門及び不動産事業部門での豊富な知識と経験を有しており、2023年4月より当社代表取締役社長社長執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務遂行の監督を果たすとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。同氏がこれまで培ってきた知見は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数

14,200株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

候補者番号 氏名 生年月日 性別

2 やす き 保木 ゆう じ 裕二 1970年2月4日生
男性

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年4月 当社入社
- 2006年7月 IINO SINGAPORE PTE. LTD.出向
- 2017年6月 当社業務管理部長
- 2019年6月 当社経営監査室長
- 2023年6月 当社執行役員、サステナビリティ推進部担当、同部長委嘱、事業戦略部担当及び同部長委嘱、DX推進部担当及び同部長委嘱
- 2024年6月 当社取締役執行役員、サステナビリティ推進部担当及び同部長委嘱、事業戦略部担当及び同部長委嘱、DX推進部担当及び同部長委嘱
- 2025年6月 当社取締役執行役員、サステナビリティ推進部担当、事業戦略部担当及び同部長委嘱、DX推進部担当及び同部長委嘱（現任）

<当社における管掌・担当>

サステナビリティ推進部担当、事業戦略部担当及び同部長委嘱、DX推進部担当及び同部長委嘱

<重要な兼職の状況>

なし

候補者とした理由

保木裕二氏は、総務・企画部門、広報・IR部門及び経営監査室での豊富な知識と経験を有しており、2024年6月より当社取締役執行役員を務め、同氏がこれまで培ってきた知見は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数

21,600株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

候補者番号 氏名 生年月日 性別

3

ふじむら
藤村

せいいち
誠一

1965年10月28日生
男性

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年6月 当社入社
- 2003年7月 Fairfield Chemical Carriers Inc. 出向
- 2010年6月 当社海運営業第1グループリーダー
- 2012年6月 当社油槽船グループリーダー
- 2014年6月 当社ケミカル船第一部長
- 2016年6月 IINO SINGAPORE PTE. LTD. Director及び当社ケミカル船第二部長
- 2018年6月 当社執行役員、ケミカル船第一部・第二部担当及びケミカル船第二部長委嘱 兼IINO SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director
- 2024年6月 当社取締役執行役員、ケミカル船第一部・第二部担当、油槽船部管掌、ガス船第一部・第二部管掌、貨物船部管掌、IINO SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director
- 2025年6月 当社取締役執行役員、ケミカル船第一部・第二部担当、油槽船部管掌、ガス船第一部・第二部管掌、貨物船部管掌（現任）

<当社における管掌・担当>

ケミカル船第一部・第二部担当、油槽船部管掌、ガス船第一部・第二部管掌、貨物船部管掌

<重要な兼職の状況>

IINO SINGAPORE PTE. LTD. Managing Director
IINO LINES (U.S.A.) INC. President

候補者とした理由

藤村誠一氏は、ケミカル船部門での豊富な知識と経験を有しており、2024年6月より当社取締役執行役員を務め、当社グループの営業力をさらに強化しております。同氏がこれまで培ってきた知見は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



| 候補者番号 | 氏名 | 生年月日 | 性別 |
|-------|----|------|----|
|-------|----|------|----|

| | | | |
|---|------------------|------------|----|
| 4 | ふしだ おさむ 鮒子田 修 | 1967年8月4日生 | 男性 |
|---|------------------|------------|----|

| |
|----|
| 再任 |
|----|

所有する当社株式の数

21,000株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年4月 当社入社
- 2013年1月 IINO SINGAPORE PTE. LTD.出向
- 2014年6月 同 当社ケミカル船第二部長兼務
- 2016年6月 当社ケミカル船第一部長
- 2019年6月 当社経理部長
- 2020年6月 当社執行役員、経理部担当及び経理部長委嘱
- 2023年6月 当社取締役執行役員、経営企画部担当、経理部担当及び同部長委嘱、DX推進部管掌
- 2024年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画部担当、経理部担当、人事部管掌、業務管理部管掌、ビル事業部管掌及び不動産開発企画部管掌
- 2025年6月 当社取締役常務執行役員、経営企画部担当、経理部管掌、人事部管掌、業務管理部管掌、ビル事業部管掌及び不動産開発企画部管掌（現任）

<当社における管掌・担当>

経営企画部担当、経理部管掌、人事部管掌、業務管理部管掌、ビル事業部管掌及び不動産開発企画部管掌

<重要な兼職の状況>

なし

候補者とした理由

鮒子田修氏は、ケミカル船部門及び経理部門での豊富な知識と経験を有しており、2024年6月より当社取締役常務執行役員を務め、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を果たすとともに、コーポレート・ガバナンスの強化にも努めております。同氏がこれまで培ってきた知見は、企業価値向上に資するものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数

3,000株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

| 候補者番号 | 氏名 | 生年月日 | 性別 | 再任 |
|-------|-------|-------------|----|----------|
| 5 | 三好 真理 | 1958年3月16日生 | 女性 | 独立 社外 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年4月 外務省入省
- 2006年8月 国際連合日本政府代表部公使
- 2008年8月 在ドイツ日本国大使館公使
- 2012年4月 法務省仙台入国管理局長
- 2014年1月 外務省領事局長
- 2015年10月 在アイルランド特命全権大使
- 2019年8月 特命全権大使（国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当兼北極担当）
- 2021年3月 外務省退官
- 2021年6月 当社社外監査役
- 2022年6月 当社社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

- （公財）国連大学協力会 評議員
- 学校法人津田塾大学 評議員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三好真理氏は、長年にわたり外交官として培ってきた豊富な知識と経験を有しております。同氏は2021年6月開催の第130期定時株主総会で当社の社外監査役に就任後、2022年6月開催の第131期定時株主総会で当社の社外取締役に転じておりますが、社外監査役就任中は取締役の職務遂行を適切に監視いただき、社外取締役に転じてからも幅広い視点から当社経営に対する的確な助言をいただき、独立した立場で監督機能を果たしております。

これらの理由から、引き続き経営の意思決定において客観的な立場で意見を述べ、取締役の業務執行を適切に監督する役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。



| 候補者番号 | 氏名 | 生年月日 | 性別 |
|-------|----|------|----|
|-------|----|------|----|

| | | | |
|---|---------------|-------------|-------------------|
| 6 | の の むら 野々村 | とも のり 智範 | 1958年3月21日生 男性 |
|---|---------------|-------------|-------------------|

| | |
|---|---|
| 再 | 任 |
| 独 | 立 |
| 社 | 外 |

所有する当社株式の数

1,300株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 住友セメント(株) (現住友大阪セメント(株)) 入社
 2009年6月 住友大阪セメント(株)法務室長
 2013年6月 同社執行役員兼企画部長兼管理部長
 2018年6月 エスオーシー物流(株)代表取締役社長
 2021年6月 同社取締役相談役
 2023年3月 同 退任
 2023年6月 当社社外取締役 (現任)

<重要な兼職の状況>
なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

野々村智範氏は、上場企業法務責任者及び企業経営責任者として培った豊富な知識と経験を有しております。同氏は2023年6月より当社の社外取締役を務め、幅広い視点から当社経営に対して的確な助言をいただき、独立した立場で監督機能を果たしております。これらの理由から、引き続き経営の意思決定において客観的な立場で意見を述べ、取締役の業務執行を適切に監督する役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。



| 候補者番号 | 氏名 | 生年月日 | 性別 | 再任 |
|-------|---------------------|-------------|----|----|
| 7 | たか はし しず よ 高橋 静代 | 1962年2月24日生 | 女性 | 再任 |
| | | | | 独立 |
| | | | | 社外 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 チェース・マンハッタン銀行（現JPモルガン・チェース銀行）東京支店入行
- 1990年12月 中央クーパーズ・アンド・ライブランドコンサルティング(株)入社
- 1994年10月 フューチャーシステムコンサルティング(株)（現フューチャーアーキテクト(株)）入社
- 2004年4月 同社執行役員 事業部長
- 2008年4月 同社執行役員 人財本部長
- 2016年1月 (株)ビジネスブレイン太田昭和入社
- 2017年7月 ウェルネット(株)入社
- 2017年9月 同社取締役管理部長
- 2020年7月 (株)ベビーカレンダー社外取締役（現任）
- 2023年4月 (株)シーイーシー社外取締役（現任）
- 2023年6月 当社社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

- (株)ベビーカレンダー社外取締役
- (株)シーイーシー社外取締役

所有する当社株式の数

1,300株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高橋静代氏は、業務・IT両面に強みをもつコンサルタント及び上場企業の事業会社取締役管理部長として培った豊富な知識と経験を有しております。同氏は2023年6月より当社の社外取締役を務め、幅広い視点から当社経営に対して的確な助言をいただき、独立した立場で監督機能を果たしております。

これらの理由から、引き続き経営の意思決定において客観的な立場で意見を述べ、取締役の業務執行を適切に監督する役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。



所有する当社株式の数

800株

取締役会への出席状況

100%(21回/21回)

候補者番号 氏名 生年月日 性別

8

ひめの
姫野 たくし
毅

1958年8月19日生
男性

再任
独立
社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 旭化成工業(株) (現 旭化成(株)) 入社
1988年10月 札幌医科大学派遣 (2年間)
2006年7月 旭化成ファーマ(株)臨床開発センター開発推進部長
2011年4月 同社医薬研究センター長
2013年4月 同社薬事・信頼性保証センター長
2014年4月 旭化成(株)研究・開発本部ヘルスケア研究開発センター長
2015年4月 同社執行役員
2016年4月 旭化成メディカル(株)取締役常務執行役員、医療製品開発本部長
2017年4月 同社代表取締役社長
2019年4月 旭化成(株)上席執行役員、品質保証担当
2022年4月 同社顧問
2024年6月 当社社外取締役 (現任)

<重要な兼職の状況>
なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

姫野毅氏は、企業経営者として培った豊富な知識と経験を有しております。同氏は2024年6月より当社の社外取締役を務め、幅広い視点から当社経営に対する的確な助言をいただき、独立した立場で監督機能を果たしております。

これらの理由から、引き続き経営の意思決定において客観的な立場で意見を述べ、取締役の業務執行を適切に監督する役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所に対して、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
- (注3) 三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、賠償責任の限度額は法令の定める額とする契約を締結しております。三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
- (注4) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
- (注5) 当社は各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、被補償者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、職務の執行において悪意又は重過失があった場合は補償を行わない旨等を当該補償契約において定めております。なお、大谷祐介、保木裕二、藤村誠一、鮎子田修、三好真理、野々村智範、高橋静代及び姫野毅の各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- (注6) 三好真理氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。また、野々村智範及び高橋静代の両氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。姫野毅氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- (注7) 当社は、野々村智範及び姫野毅の両氏の再任が承認された場合、両氏との間で締結されている買収への対応方針に基づく特別委員会の委員の委任契約を継続する予定です。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験

当社のスキルマトリックスについて

中期経営計画FY2026-2030における重点戦略及び事業基盤戦略の推進にあたり、”取締役会が持つべきスキル(知識、経験、能力)”を指名・報酬諮問委員会にて議論し、下記の8つのスキルを選定しました。

当社取締役会は、取締役会全体として8つのスキルを備える機関とし、適切な経営の監督を実践してまいります。

| | 監査 取締役 役就・ 任年 | 企業 経営 | マ 事 業 ケ テ ル グ イ ン グ | 財 務 ・ 会 計 | 資 本 市 場 ・ I R | リ 法 務 フ ・ マ ネ ジ メ ン ト | 人 材 ・ 労 務 | E S G | グ ロ ー バ ル 戦 略 |
|-------------|------------------------|----------|--|-----------------------|---------------------------------|---|-----------------------|-------------|---------------------------------|
| 大谷祐介 | 2020 | ● | ● | | ● | ● | | ● | ● |
| 保木裕二 | 2024 | ● | ● | ● | ● | ● | | ● | |
| 藤村誠一 | 2024 | | ● | | | | ● | ● | ● |
| 鮎子田修 | 2023 | ● | ● | ● | | ● | ● | | |
| 独立・社外 三好真理 | 2021 | | | | | | | ● | ● |
| 独立・社外 野々村智範 | 2023 | | ● | | | ● | | | |
| 独立・社外 高橋静代 | 2023 | | | ● | ● | | ● | | |
| 独立・社外 姫野毅 | 2024 | ● | | | | ● | | | |

スキル選定理由・定義については次のとおりです。

| | |
|--------------|--|
| 企業経営 | 中長期的な企業価値の創造や企業理念の実現、企業の永続的発展を目指すために、企業でのマネジメント経験を持ち、経営全般に関する高度な判断や助言を行える役員が必要である。 |
| 事業戦略・マーケティング | 当社の主力事業である海運事業及び不動産事業を含む各事業において、事業特性や市場環境を踏まえた営業戦略の立案・マーケティングを推進するための経験やノウハウを持つ役員が必要である。 |
| 財務・会計 | 中期経営計画において重点戦略に財務資本戦略を掲げており、資金調達や資本政策の立案、財務規律の管理を適切に行うため、財務・会計に関する知識・経験を持つ役員が必要である。 |
| 資本市場・IR | 当社は資本市場との建設的な対話を通じた企業価値向上を重視しており、資本コストを意識した経営及び企業価値向上を実現するため、資本市場・IRに関する知識・経験を有する役員が必要である。 |
| 法務・リスクマネジメント | 当社はグローバルに事業を展開しており、国内外の法制度・各種規制の知識・経験を持ち、リスクを適切に評価し、予防・対策をリードできる役員が必要である。 |
| 人材・労務 | 多様な人材の確保など、人材戦略の実行による従業員エンゲージメントの向上を通して企業価値を最大化するために、人事・労務（又は人材開発）に関する知識・経験を持つ役員が必要である。 |
| ESG | 中期経営計画において重点戦略に脱炭素化戦略、事業基盤戦略に人的資本経営、高品質な資産管理による安全の提供、適切なガバナンス体制の深度化等を掲げており、新技術採用を含めこれらの分野における知識・経験を持つ役員が必要である。 |
| グローバル戦略 | 当社はグローバルに事業を展開しており、中期経営計画の重点戦略の一つである事業戦略を推進するためには、海外での勤務経験や海外の商習慣等の知識・経験を持つ役員が必要である。 |

(ご参考)

社外役員の独立性及び資質に関する基準について

【社外役員の独立性及び資質に関する基準】

本基準は当社における社外取締役及び社外監査役（あわせて以下「社外役員」という）の候補者に関する独立性判断基準及び候補者に求められる資質を定めるものとする。

（社外取締役）

社外取締役候補者には、会社法に定める社外取締役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者であって、建設的な意見を持ち、当社により一層の成長に対する貢献が期待できる人物を指名し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性の確保にも配慮するものとする。

（社外監査役）

社外監査役候補者には、会社法に定める社外監査役の要件を満たし、かつ、優れた人格、見識及び能力と豊富な経験とを有し、その責務を適切に果たすことのできる者を指名し、財務・会計に関する適切な知見を有する者が含まれるよう配慮するものとする。

（社外役員の独立性判断基準）

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社又は当社子会社の業務執行者（注1）
2. 当社を主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
3. 当社の主要な取引先（注3）又はその業務執行者
4. 当社の現在の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人又はその社員等として当社の監査業務を担当している者
6. 当社から役員報酬以外に、多額（注4）の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント又は会計、法律、税務その他の専門家。これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
7. 当社から多額（注4）の寄付又は助成を受けている者。これらの者が法人、組合等の団体である場合はその理事その他の業務執行者を含む。
8. 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役又は執行役員である者
9. 上記1～8に過去3年間において該当していた者（注5）
10. 上記1～9に該当する者、又は、社外監査役の独立性を判断する場合については以下に掲げる者が重要な者（注6）である場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
 - (a) 当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ）
 - (b) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
 - (c) 過去3年間において上記（a）、（b）又は当社の業務執行者でない取締役に該当していた者

（注1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人をいう。

（注2）当社を主要な取引先とする者とは、取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

（注3）当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者又は直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。

（注4）多額とは、直近事業年度において当社から受けた財産上の利益が個人の場合は年間1,000万円以上をいい、法人、組合等の団体の場合は、年間1,000万円以上でかつ、当該団体の直近事業年度の年間連結売上高又は総収入の2%以上の額をいう。

（注5）前記4に関しては、過去3年間において、当社の現在の大株主の業務執行者であった者をいう。

（注6）重要な者には、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長以上の管理職にある使用人、監査法人に所属する公認会計士及び法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）が含まれる。

以上

<株主提案>

第3号議案から第6号議案までは、株主提案によるものであります。

第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）廃止の件

(1) 議案の要領

2025年6月26日開催の当社第134期定時株主総会において一部改定及び継続が承認された「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」を廃止する。

(2) 提案の理由

事業会社では不動産事業はコングロマリット・ディスカウントの主因となるが、当社は2025年3月末で時価総額に相当する2088億円の賃貸等不動産を保有するため、同含み益を反映した実質的な株価純資産倍率（PBR）は約0.8倍にとどまる。

にもかかわらず、当社は、経営者による「会社の私物化」を可能にし、株主共同の利益を損なうリスクを内包する、買収防衛策を導入している。

経済産業省が2023年8月に公表した「企業買収における行動指針」は、買収防衛策に関して、「会社としては、対応方針の導入を検討するのであれば、まずもって平時から企業価値を高めるための合理的な努力を貫徹するとともに、それが時価総額に反映されるよう取り組むことが求められる」（33-34頁）とする。

しかし、常態化する実質的PBRの1倍割れを鑑みるに、当社では企業価値を高めるための合理的な努力とそれを時価総額に反映させる取組が達成されていない。

注 「議案の要領」については、株主から提出された株主提案書の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

「提案の理由」については、当社株式取扱規則に基づき本提案株主に要約を依頼し、本提案株主から提出された要約書面に記載された提案の理由を形式的な調整を除き原文のまま記載したものです。

本提案株主の提案の理由の全文につきましては、2026年5月12日付「株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」をご参照ください。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/e103d742/997e/4c36/8a40/df0c1a31bc75/140120260512524295.pdf>

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

① 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本方針」といいます。）の必要性

当社は、特定の者による当社の株券等の大規模買付行為であっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、当社経営の基本方針を踏まえた事業特性への理解を有せず、一部の事業や資産に着目した専ら自身の短期的な利得のみを目的とする大規模買付行為が行われる可能性も少なからず存在し、そのような大規模買付行為は、当社の中長期的な視点に基づく事業戦略の策定・遂行等を妨げることになる点で、当社の企業価値を著しく損なうおそれがあります。

それにもかかわらず、日本の公開買付制度では、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かを判断するために必要な情報の開示や熟慮のための機会を十分に確保することができないおそれがあるものと考えられます。大規模買付者が突然現れた場合に、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が企図する当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の情報が適切且つ十分に提供されることが不可欠であると考えております。そこで、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、昨年6月開催の当社第134期定時株主総会にて株主の皆様から承認いただいた上で、本方針を導入しており、現時点においてもその必要性は変わっていないものと判断しております。

② 本方針の合理性・公正性

本方針においては、取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、(i)株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくか、又は、(ii)独立性の高い特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するか否かの判断を行うこととしております。また、大規模買付行為が本方針に定める大規模買付ルールに従って行われる場合において、当社取締役会が、株主意思確認総会を招集する

ことなく、対抗措置を発動することが可能な大規模買付行為の類型を、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることが客観的に明白な濫用的買収類型である、いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定の四類型及び強圧的二段階買収の五つの類型に限定しております。さらに、本方針の運用に関する所定の事項について、特別委員会への必要的な諮問事項としており、取締役会が恣意的な運用を行うことによる手続の遅延を防止するための仕組みが確保されています。加えて、当社取締役の半数が当社の独立役員である社外取締役となっており、当社取締役会による対抗措置の発動を含む本方針の運用の公正性も担保されています。

このように、本方針は、提案株主が指摘するような「買収防衛策の発動権限を原則として取締役会に付与する」ものではなく、むしろ経営者による「会社の私物化」や経営者の自己保身を排するための適切な措置として、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されたものとなっており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当なものであると考えます。

③ 資本コストを意識した経営及び資本収益性の改善に向けた当社の対応

当社は、2026年5月8日付で「中期経営計画 Transformation for a Sustainable Future（計画期間：2026年4月～2031年3月）」（以下「本中期経営計画」といいます。）を公表しました。当社は、本中期経営計画に基づき、IINO VISION並びに2050年長期ビジョン及び2035年中期ビジョンの実現に向けて、当社の事業戦略として、前中期経営計画から投資額を倍増させつつ、成長・新規事業及び主力事業への投資の転換を進めるとともに、戦略投資を進めることで当社の収益基盤の拡充を進めてまいります。

また、当社の財務資本戦略として、規律あるBSマネジメントをその基本的な方針とし、保有不動産の価値を考慮した積極的な財務レバレッジの活用と財務健全性確保の両立、株主還元の実現、政策保有株式の縮減等を進めてまいります。

当社は、これらの事項を内容とする本中期経営計画の推進により、持続的な事業コア利益の成長と資本効率の向上を通じて企業価値を高め、PBRの一層の向上を図ってまいります。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第4号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| (新設) | (取締役の報酬等) 第 27条 (省略) 2. <u>取締役の報酬については、毎年、事業報告および有価証券報告書において、個別に報酬額、内容および決定方法を開示する。</u> |

(2) 提案の理由

当社株式における実質PBRの1倍割れは、株主が期待するリターンである株主資本コストを株主資本利益率（ROE）が下回った結果であり、推計投資利回り（償却後・税後）で約1.2%と資本コストに届かないリターンの賃貸等不動産がそのディスカウントの主因である。

当社は、財務レバレッジをある程度きかせているものの、不動産投資信託（REIT）と異なって税制面で優遇がなく、不動産投資・運用のプロでない事業会社にとって、賃貸等不動産の投資利回りが不動産事業、ひいては、会社全体の資本コストを上回るのは金融理論的に達成がほぼ不可能である。

しかしながら、当社は買収防衛策を導入しており、取締役会においては、当社が抱えるコーポレートガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、資本効率の面でも経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、株主がより積極的に牽制を効かせることができる環境を整えるのが本提案の主眼である。

注 「議案の要領」については、株主から提出された株主提案書の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

「提案の理由」については、当社株式取扱規則に基づき本提案株主に要約を依頼し、本提案株主から提出された要約書面に記載された提案の理由を形式的な調整を除き原文のまま記載したものです。

本提案株主の提案の理由の全文につきましては、2026年5月12日付「株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」をご参照ください。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/e103d742/997e/4c36/8a40/df0c1a31bc75/140120260512524295.pdf>

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、取締役を含む役員の報酬等に関して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう配慮して決定することを基本方針としております。かかる基本方針の下、業務執行取締役の報酬については、①固定報酬（月例報酬）、②業績連動報酬（月例報酬）、③業績連動報酬（賞与）及び④業績連動報酬（株式購入報酬）の4種類で構成しております。また、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（月例報酬）のみで構成しております。

また、当社においては、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下「決定方針」といいます。）として、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブとなるよう、業務執行取締役の業績連動報酬（賞与）（上記③）について、新たな設備投資や株主還元の直接的な原資となる連結当期純利益を主要な指標とし、人為的な事由に起因する重大事故が生じた場合には減額を行う安全に関する非財務指標も採用しております。加えて、当社では脱炭素化戦略を重点戦略の一つと位置付けており、その達成に資するインセンティブとなるよう、業務執行取締役の月例報酬の一部（上記②）について、環境に関する非財務指標としてCDPスコアを導入しております。

この決定方針については、取締役会の諮問を受けた、過半数を独立社外取締役で構成し、且つ、委員長も独立社外取締役が務める指名・報酬諮問委員会がその原案を作成し、その答申内容を尊重して取締役会において決議しております。そして、

各年度における取締役の個人別の報酬額についても、指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定方針との整合性を含めて慎重に審議をした上で決定しております。

さらに、当社は、有価証券報告書において、法令等に基づき、役員区分ごとの報酬総額、種類別の報酬総額及び対象となる員数について、適法且つ適正に開示しております。

これに対し、本議案は、取締役の報酬について個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する旨の規定を定款に新たに定めることを求めるものです。しかしながら、当社においては、上記のとおり、適切な手続を経て決議された決定方針に基づき、客観性、透明性及び公正性を確保したプロセスの下で、株主の皆様と株主価値を共有し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことのできる報酬額が適切に決定されておりますので、本議案で提案されている規定を定款に記載する必要はないと考えております。

なお、当社は、本中期経営計画を着実に実行することにより、持続的な事業コア利益の成長と資本効率の向上を通じて当社の企業価値を向上させ、PBRの向上を図ってまいります。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、本議案に対する意見について指名・報酬諮問委員会に諮問しており、当社取締役会は指名・報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、本取締役会意見を決議しております。

第5号議案 剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金136円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金136円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2026年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日の日翌営業日から起算して、3週間後の日

(2) 提案の理由

当社株式は、実質的なPBRが1倍を割り込んでいる。時価ベースでの収益性が低い賃貸等不動産を株式時価総額に比して大きな規模にて抱え込み、資本効率が低迷しているためである。そこで、当社の株主価値が毀損し続ける悪循環に歯止めをかけるべく、抜本的な株主還元が必要となる。

東京証券取引所が2023年1月に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」とし、「特に、継続的にPBRが1倍を割れている（すなわち、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていないと考えられる）会

社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」としている。

注 「議案の要領」については、株主から提出された株主提案書の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

「提案の理由」については、当社株式取扱規則に基づき本提案株主に要約を依頼し、本提案株主から提出された要約書面に記載された提案の理由を形式的な調整を除き原文のまま記載したものです。

本提案株主の提案の理由の全文につきましては、2026年5月12日付「株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」をご参照ください。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/e103d742/997e/4c36/8a40/df0c1a31bc75/140120260512524295.pdf>

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として捉えており、持続的な企業成長のための新規投資によって株主価値の増大に努めると同時に、配当額と利益成長との連動性を高め、適正で透明性のある利益還元を実施するとともに、長期的な観点から安定収益を背景として継続的な配当を維持するため、2026年3月期は、通期業績に対して配当性向40%を基準とする配当方針としておりました。

加えて、本中期経営計画で公表いたしましたとおり、個別重点政策の一つとして、株主還元の強化を掲げております。本中期経営計画における株主還元策として、通期業績に対して配当性向を40%とすることに加え、配当の予見性及び安定性を高めることを目的として、1株当たりの下限配当額を30円とする新たな配当方針を導入いたしました。当該下限配当額は、不動産業を核とした安定・成熟事業からもたらされる長期安定的な利益に裏付けられるものです。また、自己株式の取得を財務規律を踏まえた機動的な資本コントロール手段として位置付けております。地政学リスク、船価・コスト・金利の上昇、船舶発注から竣工までの長期化等、当社を取り巻く外部環境は大きく変化しております。当社は、こうした事業環境の変化に即応するための事業基盤の維持強化、及び持続的な成長のための新規投資を強化するため、積極的な財務レバレッジの活用と財務健全性確保の両立に必要な内部留保を適切に確保し、これを機動的に活用することの重要性を勘案すると、当社の配当方針

は上記のとおりとすることが適切であると判断しております。

これに対し、本議案の求める剰余金の処分を実施した場合、当社の成長投資の財源を損ない、成長投資を円滑に遂行することに支障を生じさせ、当社の中長期的成長と企業価値の向上を停滞させる結果、株主の皆様の中長期的な利益を損なうことになることと認識しております。当社は、成長投資により創出される利益・キャッシュを原資に、将来の投資余力と財務健全性を勘案しつつ、継続的な企業価値向上と、安定性・予見性・機動性を備えた株主還元の実現を目指してまいります。

なお、当社は、資本収益性向上と不動産事業の成長のために、外部パートナーとの協働なども視野に入れ、国内外の不動産開発・資産入替のケイパビリティを段階的に拡充し、バリューアップとキャピタルゲインを実現してまいります。また、オフィスビルの賃貸を、長期の安定キャッシュを創出し、当社の成長投資を支える収益基盤となる安定・成熟事業として位置付け、市況を反映した賃料改定・高稼働率の維持、運営コストの最適化とともに、各物件の将来性や戦略合理性を踏まえた適切な運営・保有方針の見直しを行うことで安定した収益を確保し、資本効率の向上を実現してまいります。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第6号議案 自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数400万株、取得価格の総額73億円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回る場合は、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

時価総額に対して不釣り合いに大きい賃貸等不動産を放置したままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できないため、実質的なPBRの1倍割れが長期化する可能性が高い。よって、自社株買いは、少数株主保護に有効な手段となる。

当社においては、本業に資さない政策保有株(上場株式)が2025年3月末時点で140億円あるため、自己株式の取得原資は十分にある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の5%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

注 「議案の要領」及び「提案の理由」については、株主から提出された株主提案書の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として捉えており、本中期経営計画において、事業戦略により創出したキャッシュと資産売却収入を、成長投資、財務規律の維持及び株主還元の観点から配分することといたしました。また、当該計画における株主還元方針につき、自己株式取得を資本効率及び財務規律を踏まえた機動的な資本コントロール手段と位置付け、必要に応じ柔軟に実施する方針を新たに公表いたしました。これに対し、本議案は本定時株主総会終結のときから1年以内に、株式総数400万株(取得価格の総額73億円)の自己株式の取得を求めるものです。しかし、中東情勢をはじめとする地政学リスク等により事業環境が変化する可能性等を勘案せずに、あらかじめ時期及び規模を定めた自己株式の取得は、こう

した事業環境の変化に即応するための事業基盤の維持強化、及び持続的な成長のための新規投資に必要な内部留保を確保し、これを機動的に活用することに支障を生じさせ、当社の中長期的成長と企業価値の向上を停滞させる結果、株主の皆様の中長期的な利益を損なうことになると認識しております。また、自己株式の取得にあたっては、時々株価水準、収益状況、事業環境等に応じて、取締役会が最適なタイミングで機動的に判断することで、株主還元の実現の効果が発揮され则认为ます。

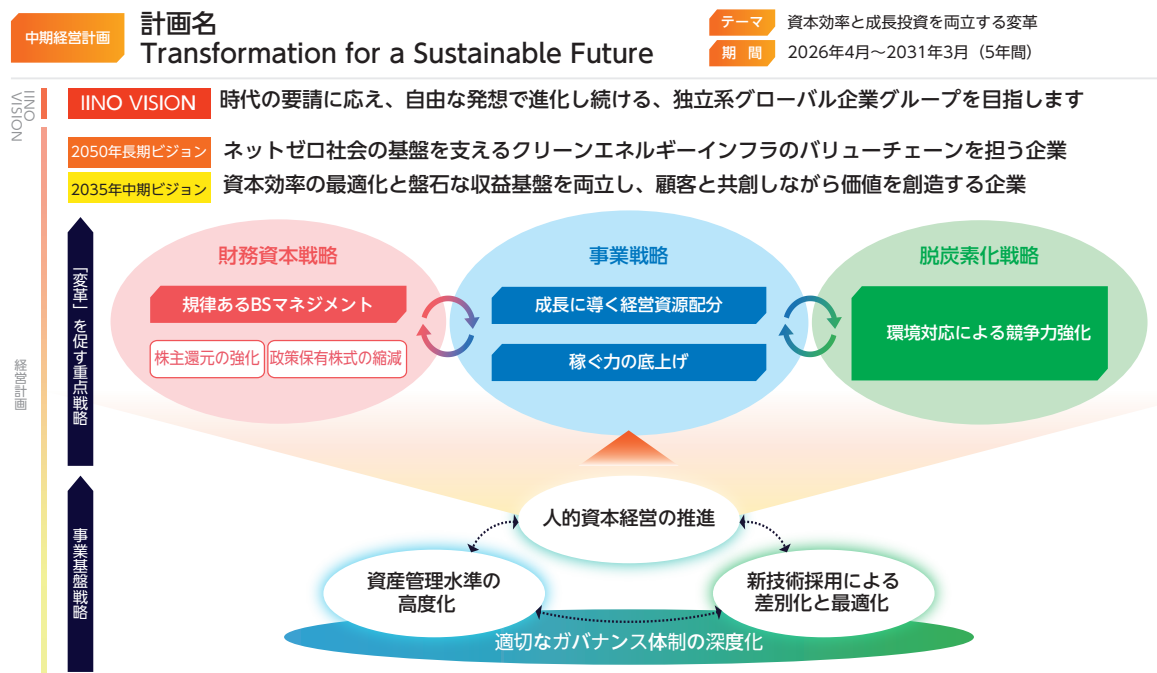
当社は、株価水準、収益状況、事業環境等に応じた機動的な自己株式取得を通じて、当社の資本を適切にコントロールし、成長投資により創出される利益・キャッシュを原資に、将来の投資余力と財務健全性を勘案しつつ、安定性・予見性・機動性を備えた株主還元の実現を目指してまいります。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

【ご参考】新中期経営計画「Transformation for a Sustainable Future」について

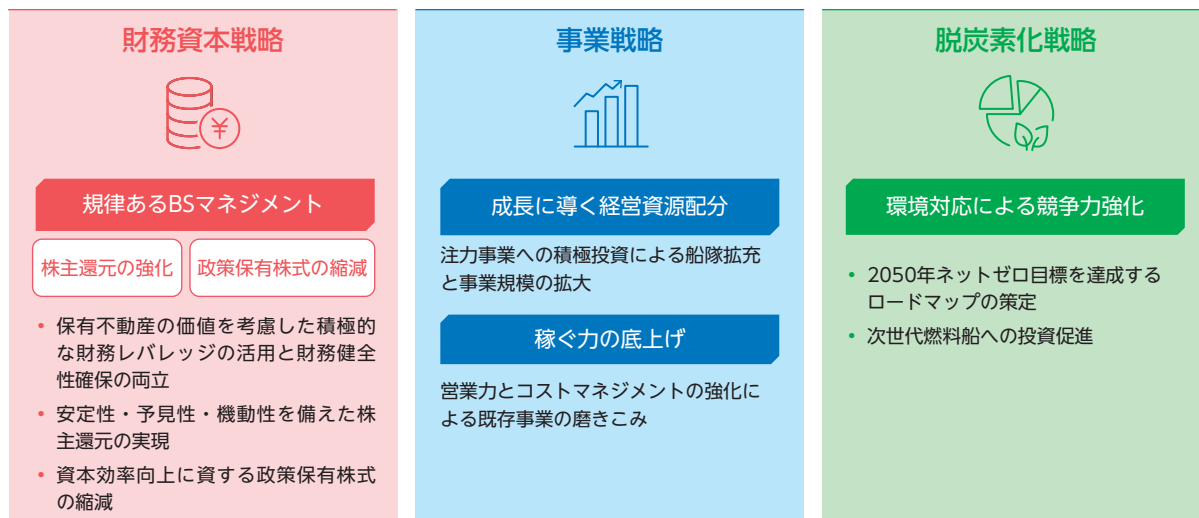
当社は、2026年4月から開始する5年間のグループ中期経営計画「Transformation for a Sustainable Future」（計画期間：2026年4月～2031年3月、以下「本計画」という）を策定しました。

本計画は、構造変化や将来環境に関する不確実性が高まる中、短期的な課題対応に加え、長期視点の成長戦略の重要性が一層増大していることを踏まえ、2050年長期ビジョン及び2035年中期ビジョンからバックキャストし、その実現に向けた最初の5年間の計画として策定しました。前計画がSustainable Futureに向けた「挑戦・冒険」であったのに対し、本計画では、Sustainable Futureを実現するために、資本効率と成長投資を両立する「変革」をテーマに掲げ、更に進化していくという意志を、「Transformation」という計画名に込めています。



重点戦略の概要：「変革」を促す3つの戦略

本計画の重点戦略として、事業戦略、財務資本戦略及び脱炭素化戦略の3つの戦略を軸に、諸施策を実行していきます。具体的には、前計画で強化された財務基盤のもと、5年間で約2,000億円の投資を、主に成長・新規事業及び主力事業へ配分し、事業ポートフォリオのリバランスを進めます。成長投資の実行に当たっては、財務規律を守りつつ、保有不動産の価値も考慮した財務レバレッジの活用により、資本コストを上回る成長投資と資本効率の両立を目指します。加えて、この成長投資から創出される利益を原資に、配当性向40%を基準とした配当の継続を基本としつつ、新たに下限配当の導入や、機動的な自己株式の取得を実施し、株主還元をより一層充実させていきます。



株主還元強化について

株主還元策に下限配当の導入及び自己株式取得を追加し、より安定的かつ柔軟な枠組みへ進化させます。

株主還元の基本的な考え方

成長投資により創出される利益・キャッシュを原資に、将来の投資余力と財務健全性を勘案しつつ、安定性・予見性・機動性を備えた株主還元の実現を目指す

配当性向 40%

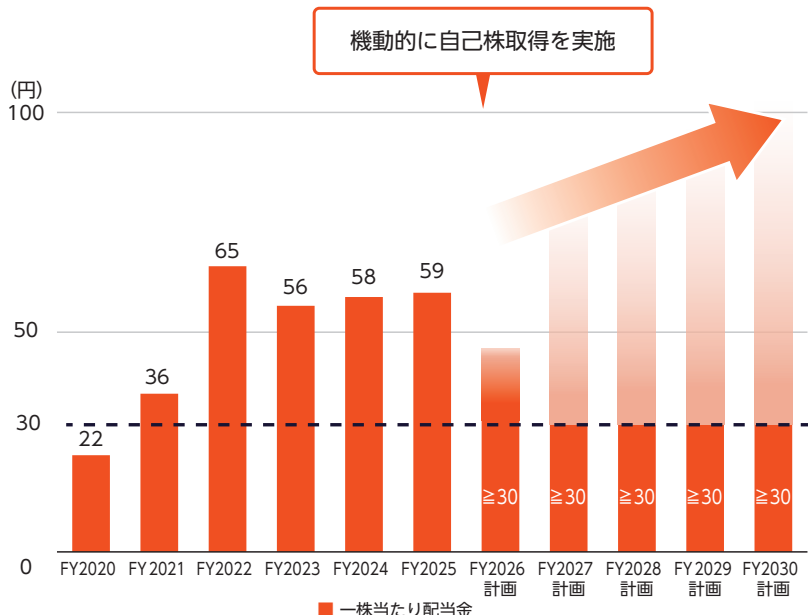
海運業における市況上振れ局面で収益が増加すれば、利益に連動した配当で適切に還元

下限配当（一株当たり）30円

不動産業を核とした安定・成熟事業からもたらされる長期安定的な利益に裏付けされた下限配当を設定し、配当の安定性と予見性を高める

自己株式の取得

自己株式取得は、財務規律を踏まえた自己資本コントロール手段と位置づけ、収益状況等に応じ機動的に実施する



主な数値目標

本計画の財務及び非財務の数値目標は以下のとおりです。2030年度の財務数値目標として、利払前税引後利益である事業コア利益225億円、ROIC 5%、ROE10%、DEレシオ1.3~1.8倍と設定しています。

非財務面数値目標においては、重大事故発生件数、海運業のGHG削減率に加え、稼ぐ力の底上げに関連する人的資本経営の推進目標として、業務効率化の実現及び従業員エンゲージメントの向上についても数値目標を新たに設定しています。

| 財務数値目標※1 | | | | |
|----------|--------------|----------------|--------------|--------|
| | 2025年度 実績 | 2026年度 予想※5 | 2030年度 | 2035年度 |
| 事業コア利益※2 | 169億円 | 152億円 | 225億円 | 300億円 |
| ROIC※3,4 | 6.0% | 4.8% | 5% | 5%超 |
| ROE | 10.1% | 7.5% | 10% | 10%超 |
| D/Eレシオ※4 | 0.9倍 | 0.99倍 | 1.3 ~1.8倍 | —※6 |

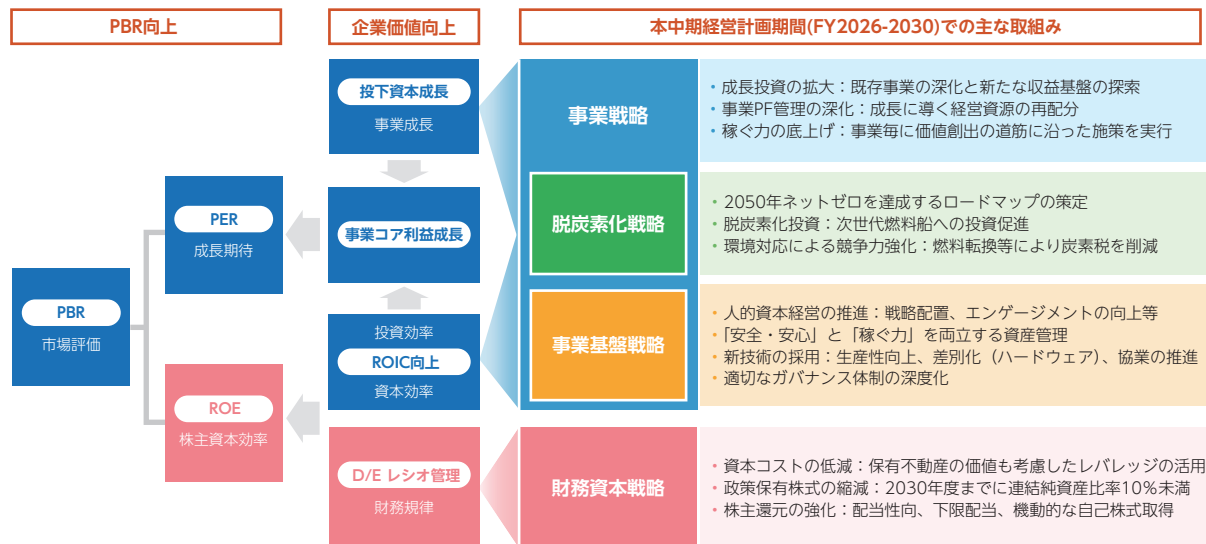
| 非財務数値目標 | | |
|--|-------------------|-------------------|
| | 2025年度 実績 | 2030年度 |
| 重大事故発生件数※7 | 0件 | 0件 |
| 海運業の温室効果ガス (GHG)削減率※8 (原単位/対20年) | ▲15% | ▲20% |
| 前年度比で業務効率を 改善した部門の割合※9 | — | 100% |
| エンゲージメントの 向上※9,10 | 総合スコアB (66.8点) | 総合スコアA (70点以上) |

※1 成果目標と財務規律指標 ※2 利払前税引後利益 ※3 事業コア利益 ÷ 投下資本
 ※4 2030年度以降の数値は新リース会計適用後。有利子負債に現時点の想定リース負債額 約350億円を加算
 ※5 ホルムズ海峡往來が2026年6月中に再開され約2か月で従来の水準に回復する前提
 ※6 本計画終了時迄に改めて設定

※7 当社グループ定めによる重大な事故（船舶、ビル及び情報システム）
 ※8 2025年度は第3四半期末時点実績
 ※9 飯野海運単体数値
 ※10 株式会社タナベコンサルティンググループのエンゲージメントサーベイを活用

企業価値向上に向けた価値創造ドライバー

本計画の推進により、持続的な事業コア利益の成長と資本効率の向上を通じて企業価値を高め、PBRの向上を図ってまいります。



本計画の詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS00371/5f112f1f/bad6/4d3a/8a65/71ffc7cace7/20260430154936543s.pdf>

株主メモ

| | |
|-------------------|---|
| 事業年度 | 4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 6月開催 |
| 配当基準日 | 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 (中間配当実施の場合) |
| 単元株式数 | 100株 |
| 株主名簿管理人及び特別口座管理機関 | 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 |
| 郵便物送付先 | 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間9:00~17:00 (土日休日を除く) |
| 公告の方法 | 電子公告 ただし、電子公告によることができない事故 その他のやむを得ない事由が生じたときは、 日本経済新聞に掲載して行うこととします。 当社の公告はホームページに掲載しております。 https://www.iino.co.jp/kaiun |
| 飯野海運株式会社 | 〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 飯野ビルディング 電話 (03) 6273-3069 |

